

## フリーランス法の施行に伴い 令和8年4月1日から シルバー人材センターの契約方法を見直します

シルバー人材センターでは、フリーランス法の趣旨に則り、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、令和8年4月1日から新しい契約方法に移行することとなりました。

### ※フリーランス法とは？

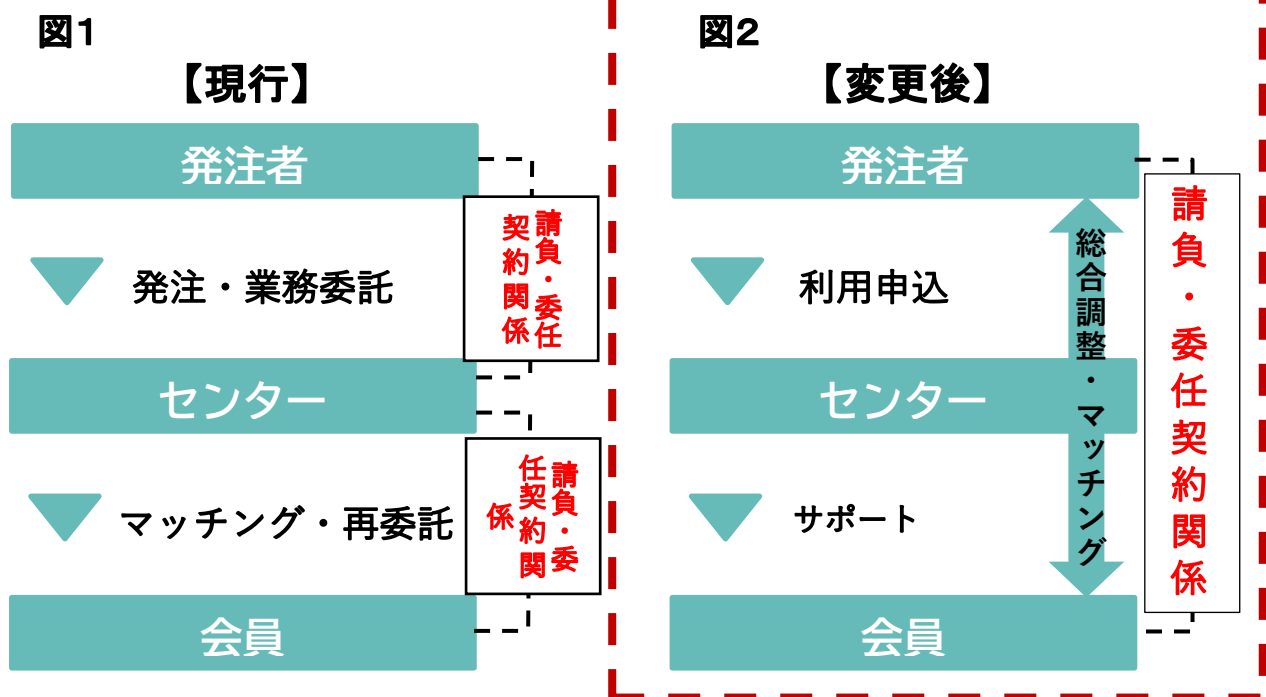
「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」令和6年11月1日施行）は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

**請負・委任契約で働いているシルバー人材センターの会員もフリーランスに該当します。**

### ◎なぜ契約方法の見直しが必要か？

現行の契約方法では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託するかたちを取っており、発注者と会員間に直接関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランスである会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、**厚生労働省からもできる限り速やかに契約方法を見直すよう方針が示されています。**

### ■見直しのイメージ



### ◎新しい契約関係はどう変わるか？

新たな契約方法では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意のうえ、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、**発注者と会員の間に請負・委任契約関係（直接の関係）**が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

## 契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託（シルバー人材センター利用契約）
- ②会員業務委託契約（依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

### ■新しい契約（包括契約）の流れ

	変更後
発注の準備	手続きは現行と変更ありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様等を調整します。
【新】 センター利用 契約の締結	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 なお、変更点として、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】 会員への就業 条件の明示と 業務委託契約 の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料 の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書 の発行	センター分の業務委託料（事務費等）に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料（作業料等）に係る適格請求書は発行できません。 ⇒これにより、消費税の課税関係が変わります。

# 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

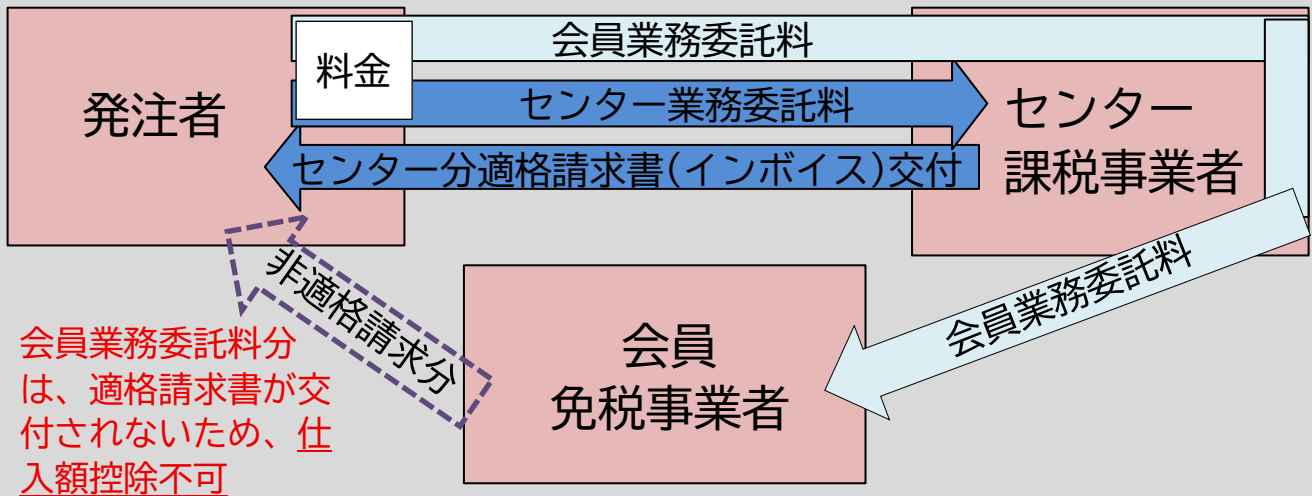
シルバー人材センターが発注者からいただく料金は「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」と「センター業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち「**会員業務委託料**」については新たな契約方法では、センターを経由いたしますが、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは「センター業務委託料」の分については、消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、**「会員業務委託料」の分については交付することができません。**この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係る適格請求書」を交付する立場となりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため適格請求書（インボイス）を発行することができません。

このため、消費税計算時において会員業務委託料の消費税分については、仕入控除不可となり、発注者の消費税納税額の増額となってしまいます。

請求書		令和 7年12月分 請求番号 365951	請求年月日 令和 7年12月19日	(1/1)
公益社団法人仙台市シルバー人材センター 行		〒980-0802 仙台市青葉区二日町14-4 北四番丁ステーションビル4階 電話番号 022-214-6262 公益社団法人 仙台市シルバー人材センター		
（ 154 ）				
シルバー人材センターをご利用いただきありがとうございます。 下記の通りご請求申し上げます。				
振込手数料をご負担願います。				
今回御請求額		¥1,210		
①適格請求書分：センター業務委託料 ②非適格請求書分：会員業務委託料				
請求内訳	請求内容	請求額	税率	消費税額
①センター業務委託料 適格請求書分 公益社団法人 仙台市シルバー人材センター 登録番号 T4370005003370	①	¥110	10%対象	¥110
			8%対象	¥0
②会員業務委託料 非適格請求書分	②	¥1,100	10%対象	¥0

## 【変更】料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
  - ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算において、適格請求書が不要
  - ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)の概要

令和5年4月28日成立、5月12日公布

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]  
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(1か月以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(6か月以上のもの)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 業務委託(6か月以上のもの)を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]